

中規模小売店舗を出店されるみなさまへ

1 はじめに

文京区では、中規模小売店舗を出店する際、出店者のみなさまに、地域のまちづくりと調和のとれた出店を行っていただくために、「文京区中規模小売店舗の出店に伴う生活環境の保全に関する要綱」を制定しました。次に該当する小売店舗を出店する際には、要綱に定める手続きにしたがって、届出や説明会等を行ってください。

2 対象となる中規模小売店舗

一つの建物において、小売業(飲食店は除く。)を営む施設で店舗面積 500 m²を超え、1,000 m²以下のもの。

ただし、深夜営業(午後 11 時～午前 6 時)を営む小売店舗の場合は、店舗面積 300 m²を超え、1,000 m²以下のものを対象とする。

※既存店舗について

- ①現在、中規模小売店舗に該当しない店舗であっても、営業内容の変更により、中規模小売店舗に該当する場合は対象となります(新設扱い)。
- ②現に営業している中規模小売店舗が店舗面積の増加又は閉店時刻の繰下げを行う場合も対象となります(店舗面積を増加する場合は、新設扱い)。

※店舗面積

店舗面積に含まれる部分	売場、ショーウィンドウ、ショールーム、案内所など
店舗面積に含まれない部分	階段、エスカレーター、エレベーター、トイレ、事務室、倉庫など

3 届出

(1) 新設の場合

中規模小売店舗出店計画届出書(要綱別記様式第 1 号)を新設日の 5 か月前までに区へ提出してください。

- ・要綱別記様式第 1 号に、周辺案内図、建物の配置図、各階配置図を添付

(2) 変更の場合

中規模小売店舗出店計画変更届出書(要綱別記様式第 2 号)を速やかに区へ提出してください。

4 説明会の開催

- (1) 届出をした日から2月以内に近隣住民の方々に対して説明会を開催してください。

※近隣住民

店舗の敷地境界線から周囲100m以内の居住者、事業者、在勤者、在学者

※周知方法

店舗敷地内の見やすい場所に掲示するとともに、チラシの各戸配布等の方法による。

- (2) 説明会開催後、中規模小売店舗出店計画説明会報告書（要綱別記様式第3号）を速やかに区へ提出してください。
- (3) 区が周辺の地域の生活環境に与える影響が軽微であると認めたときは、説明会に代えて店舗敷地内の見やすい場所に届出事項を掲示することなどの方法でご周知してください。

5 協議

- (1) 説明会開催後、3週間以内に近隣住民から協議の申し入れがあったときは、誠意をもって協議に応じてください。
- (2) 協議後、中規模小売店舗出店計画協議報告書（要綱別記様式第4号）を速やかに区へ提出してください。
- (3) 区が、中規模小売店舗の出店が周辺の地域の生活環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めたときは、区と協議をさせていただきます。

6 公表

区が特に必要があると認めたときは、協議内容について公表いたします。

◎問い合わせ・届出先

区民部経済課産業振興係

112-8555 文京区春日1-16-21 文京シビックセンター地下2階

TEL 5803-1173 FAX 5803-1936